姫路市公告第 472号令和 7年 8月21日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

紙パック収集運搬業務委託、空カン類収集運搬業務委託、ペットボトル収集運搬業務委託、空ビン類収集運搬業務(西エリア)委託、空ビン類収集運搬業務(東エリア)委託、セビン類収集運搬業務(東エリア)委託、粗大ごみ収集運搬業務(西エリア)委託、粗大ごみ収集運搬業務(東エリア)委託及び粗大ごみ収集運搬業務(中エリア)委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

- ア 紙パック収集運搬業務委託(以下「紙パック業務」という。)
- イ 空カン類収集運搬業務委託(以下「空カン類業務」という。)
- ウ ペットボトル収集運搬業務委託(以下「ペットボトル業務」という。)
- エ 空ビン類収集運搬業務(西エリア)委託(以下「空ビン類業務西エリア」という。)
- オ 空ビン類収集運搬業務(東エリア)委託(以下「空ビン類業務東エリア」という。)
- カ 空ビン類収集運搬業務(中エリア)委託(以下「空ビン類業務中エリア」という。)

- キ 粗大ごみ収集運搬業務(西エリア)委託(以下「粗大ごみ業務西エリア」という。)
- ク 粗大ごみ収集運搬業務(東エリア)委託(以下「粗大ごみ業務東エリア」という。)
- ケ 粗大ごみ収集運搬業務 (中エリア) 委託 (以下「粗大ごみ業務中エリア」という。)
- (2) 業務場所

粗大ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書別表記載の地区

(3) 業務期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(4) 業務内容

粗大ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書並びに紙パック業務、空カン類業務、ペットボトル業務、空ビン類業務西エリア、空ビン類業務東エリア、空ビン類業務中エリア、粗大ごみ業務西エリア、粗大ごみ業務東エリア及び粗大ごみ業務中エリアに係る特記仕様書記載のとおり

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「廃棄物処理」の詳細業種「一般 廃棄物(収集・運搬)」又は「その他」のいずれかにおいて登録がある者
- ウ 姫路市税(納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法 人税に滞納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
 - (ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規 定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
 - (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)
- カ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件に該当する者であること。ただし、(イ)は、第1項第1号アに掲げる紙パック業務に限る。
 - (ア) 姫路市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)の許可(取扱廃棄物の種類に「じん芥」を含み、営業の区域が「姫路市域(家島、夢前、香寺及び安富町域を除く。)」であるものに限る。)を有し、当該許可に他の条件が付されてないこと。
 - (イ) 姫路市(家島、夢前、香寺及び安富町域を除く。)において、平成23 年度以後の紙パック収集運搬業務の受託実績を有すること。
 - (ウ) (ア)の要件を満たす組合員のみで構成された中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第4号に規定する企業組合であること。

キ 業務の履行に必要な廃棄物の収集及び運搬の用に供する塵芥車、ダンプ車、空ビン収集専用車、収集運搬車両(自動車検査証等で使用権原を確認することができるものに限る。)を、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に掲げる台数を現に保有している(リース、賃貸借等によるものを含む。)こと。

なお、入札参加申込様式第2号に記載されている車両を保有車両台数として 取り扱う。

- (ア) 紙パック業務 収集運搬車両 1台
- (イ) 空カン類業務 塵芥車又はダンプ車 2台
- (ウ) ペットボトル業務 塵芥車 2台
- (エ) 空ビン類業務西エリア ダンプ車又は空ビン収集専用車 2台
- (オ) 空ビン類業務東エリア ダンプ車又は空ビン収集専用車 2台
- (カ) 空ビン類業務中エリア ダンプ車又は空ビン収集専用車 3台
- (キ) 粗大ごみ業務西エリア 塵芥車又はダンプ車 6台
- (ク) 粗大ごみ業務東エリア 塵芥車又はダンプ車 8台
- (ケ) 粗大ごみ業務中エリア 塵芥車又はダンプ車 9台
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第 5項第4号に該当しないこと。
- ケ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する 関係がない者
 - (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。

-)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (4) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事 再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場 合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員
 - b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年(2025年)9月5日まで	
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。	

- 4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。) は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる全ての書類を持参又 は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告 日以後に取得したものの原本)
 - ウ 第2項第3号カ(ア)から(ウ)までに該当することを証する次のいずれかの書面

- (ア) 姫路市一般廃棄物処理業許可証(収集運搬業)の写し
- (イ) 平成23年度以後に受託した家庭系ごみ収集運搬業務に係る契約書(複数の受託実績がある場合、直近年度のもの)の写し
- (ウ) 中小企業等協同組合設立認可書及び全組合員の姫路市一般廃棄物処理業 許可証(収集運搬業)の写し
- 工 収集運搬器材一覧表 (様式第2号)
- オ 第2項第3号クに該当しないことに関する申立書(様式第3号)
- カ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可) 令和7年5月21日以後に発行されたもの
- キ 関連企業申告書(様式第4号)
- ク 誓約書(様式第5号)
- (2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに		
	限る。)		
受付期間	令和7年(2025年)8月21日から同年9月5日まで(姫路		
	市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条		
	第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の午前9時から正午		
	まで及び午後1時から午後5時(最終日にあっては、午後4時		
)まで(郵送の場合にあっては、同日午後4時必着とする。)		
申込書の提出	〒 670−8501		
先	姫路市安田四丁目1番地		
	農林水産環境局美化部リサイクル課(以下「リサイクル課」		
	という。) (姫路市役所 東館3階)		

(3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和 7年(2025年) 9月10日を目途に、競争参加資格確認通知書(以下「確認通知 書」という。)により通知する。確認通知書は、住所地に送付する。あわせて、 入札参加資格を有する業務の入札書及び委任状も同封し、送付する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年(2025年)9月19日午後4時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール(送信先:recycle@city.himeji.lg.jp)にて、リサイクル課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に掲げる期間内に、質問書(様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は、質問に係る業務の区分に応じ、「質問書 紙パック収集運搬業務委託」など業務名を記載すること。質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

なお、質問を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。

質問受付期間	公告の日から令和7年(2025年)9月19日午後4時まで	
送信先	recycle@city.himeji.lg.jp	
回答方法	令和7年(2025年)9月29日午前9時までに姫路市ホームページに掲載する。	

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す	公告の日から令和7年(2025年)10月14日まで
期間	
契約条項を示す	リサイクル課
場所	

7 入札及び開札の日時及び場所

本公告の入札は、次に掲げる順に行うものとする。

(1) 日時(予定)

ア 紙パック業務

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後1時10分

イ 空カン類業務

入札日時 | 令和7年(2025年) 10月14日午後1時30分

ウ ペットボトル業務

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後1時50分

エ 空ビン類業務西エリア

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後2時10分

オ 空ビン類業務東エリア

入札日時 | 令和7年(2025年) 10月14日午後2時30分

カ 空ビン類業務中エリア

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後2時50分

キ 粗大ごみ業務西エリア

入札日時 | 令和7年(2025年) 10月14日午後3時10分

ク 粗大ごみ業務東エリア

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後3時30分

ケ 粗大ごみ業務中エリア

入札日時 令和7年(2025年)10月14日午後3時50分	入札日時
-------------------------------	------

(2) 場所

入札場所 入札室(姫路市役所 東館1階)

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金を納付すること。ただし、姫路市契約規則第29条第1項(昭和6 2年姫路市規則第29号)に該当する場合、契約保証金の納付を免除することが ある。

9 スケジュール

期日等	内容
令和7年8月21日(木)	入札の公告、仕様書等の提示
令和7年8月21日(木)	一般競争入札参加申込の受付開始
令和7年9月5日(金)午後4時	一般競争入札参加申込の受付締切
令和7年9月10日(水)頃	確認通知書の送付
確認通知書受領後	質問の受付開始
令和7年9月19日(金)午後4時	質問の受付締切
令和7年9月29日(月)午前9時	質問に対する回答
令和7年10月14日(火)	入札・開札
令和7年10月24日(金)	契約締結(予定)

10 現地確認について

(1) 入札書作成に当たり、事前に粗大ごみステーション等の現地確認を行う場合は 粗大ごみステーションの参考図を貸し出すので、参考図書貸出申出書にて申し出

ること。

なお、当該参考図は、令和7年6月末時点の内容であることから、ステーションの漏れやズレが含まれるため、参考として見込むこと。

- (2) 現地確認を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。
- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第5項の質問により行うこと。

11 入札参加資格に関する留意事項

- (1) 本公告の入札について、同一の者が第1項第1号アからケまでの業務のいずれ にも参加することができる。
- (2) 本公告の入札は、第7項に掲げる順に行い、1件の業務に係る落札者等を決定した場合において、当該落札者等が本公告の他の業務の入札に参加した時、当該落札者等が保有する車両から、第2項第3号キの車両の台数の差し引きは行わない。

12 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定の様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印する こと。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。 なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

- イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。 エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、入札の公正性及 び公平性を害する行為を行わないこと。

13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容 を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がし た入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者 の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号アからウまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札

2 第2項第3号ケに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって 落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者 は、くじを辞退することはできない。

15 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

16 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 落札者が、正当な理由なく辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除 対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札の結果については、全ての入札者について公表する。

- (6) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除 に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (7) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (8) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 本業務の契約約款(案)は、別に示すとおりとする。

17 担当課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 リサイクル課

電 話 079-221-2404

FAX 079-221-2408